

第1章 江戸期の出来事

1) 猿橋市場再開歎願 嘆願の方が良いのでは

江戸初期、秋元氏が谷村城主の時代、お膝元の谷村と猿橋宿に市場が開設されており、郡内地方の村々と周辺地域、および江戸商人の間の物資交流の場となっていた。しかし、いつの時代かわからぬが、猿橋宿に火災があり市場も焼失した。以後再開される事がなく年月が過ぎた。

その間に、上野原村に市場が開設されたが、猿橋と近隣の村々の農民は重い荷物を持って、谷村あるいは上野原宿まで行かねばならず大変難渋していた。

寛政年間、猿橋宿と近隣26ヶ村（ほぼ現在の大月市域の村々）は猿橋に市場を再開したいと谷村の代官所に何回も願い出たが、「上野原宿、谷村宿が難儀の筋を申し立て」これは許可されなかった。

当時、郡内地域は大名領（秋元氏）から幕府直轄領となり、葦山代官（江川太郎左衛門、伊豆・相模・甲斐など天領地の行政を統括）の管轄地となっていた。

寛政3年（1791）の歎願書

史料A どこにある？

寛政3年6月、猿橋宿は強い意思をもって市場再開の願いを出した。当時の歎願書を解読し原文のまま記すと以下のようになる。

- 1) 猿橋宿の市場を昔のように再開したいという願いは何回も出しているが、谷村宿、上野原宿がかれこれ故障の儀を申し立て、昨冬、願いを取り下げるよう指示された。
- 2) しかし、近隣の村々が難儀しているので、今回あらためて次のようにお願ひする。郡内のように耕地が少ない土地では、たとえ他国に安い物資があっても、土地の者だけで取引をしていると、どうしても高値になってしまう。
- 3) 市場を開設されれば、他の商人も入って来て絹紬などを買っててくれるし、その他の物資も入って来て、物価も自然に安くなり土地の人達もありがたい。
- 5) しかし（谷村、上野原）の両村の商人の勝手な申し立てで市場を開設できぬでいる。是非、市場を開設させていただきたい。

これに対し、上野原宿の申し立ては

- 1) 猿橋市場再開はこれまで郡中村々に差し障りがある旨申しあげている。
 - 2) 猿橋宿が「市場を昔のように再開したい」と云っているが、昔市場があった確かな証拠も持っていない。たとえ昔市場があったとしても、その後中断していたので、「先規」は破滅しており、「新規の再開」に間違いない。
 - 3) 市場がないと土地の物価が高くなりやすいという理論はその通りであるが、上野原市場の規模はそれほど大きくななく、猿橋市場が出来ると自然と上野原市場が衰退する。上野原近隣の村々も難儀する。
 - 4) 猿橋から市場まで6、7里と云っているが、上野原へは5里、谷村へは3里で、いずれも日帰りが出来る距離である。上野原宿には国を越えて吉野宿、与瀬宿の者も来ており、上野原宿がなくなれば猿橋まで遠路となり大変難儀する。
- 猿橋宿近隣が難儀する、といつてもこれまでずっと続けて来たのであり、急に難儀となつた訳ではない。

以上の理由で反対する。猿橋宿が強いて市場開設しようとするならば、どこにでも出向いて訴訟

も辞さない。

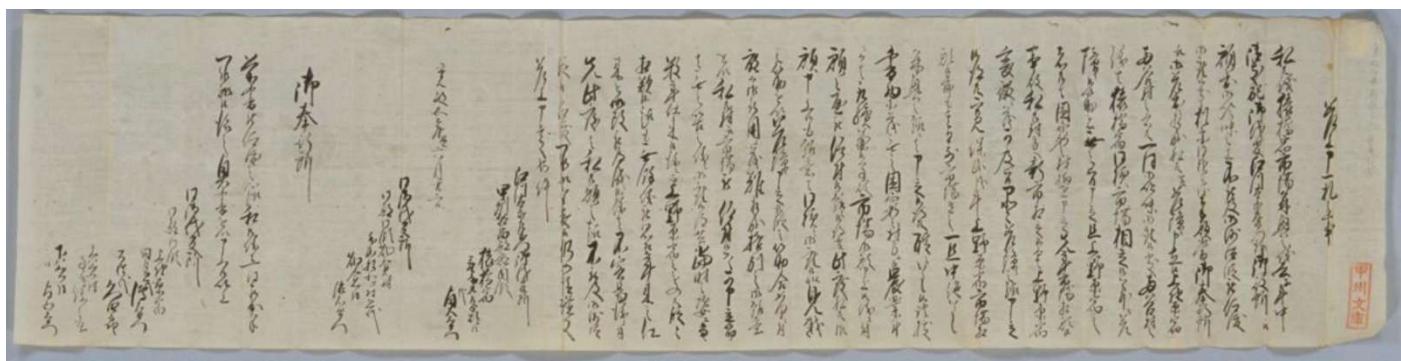
このような経緯があり、代官所も市場開設を許可しなかったが、猿橋宿はねばり強く開設を願い続けた。他の文書内に寛政4年にも同じ歎願が出されている事が伺えるが、その文書は残っていない。

寛政5年（1793）の動き

あきらめられない猿橋宿は寛政6年も市場再開の運動を続ける。以前と同様に歎願書を提出するが、代官所からあきらめるよう指示があり6月22日に願取り下げの一札を提出している。

図8101 寛政5年 猿橋宿の嘆願書（一部）

山梨ディジタルアーカイブ



嘆願書の内容は、昨年、江川太郎左衛門代官所に提出した嘆願書に対し、これまでと同様、許可しないという仰せ渡しがあった。色々な経緯もあるが今回はお上の御沙汰を承知し、願を取り下げる。奥書として、上野原宿、谷村宿も承知したという書付を提出している。

しかし、これで一件落着とは行かなかった。猿橋宿は江戸へ訴えるという拳に出た。

道中奉行へ駕籠訴（かごそ）

納得がいかない猿橋宿は、同年7月17日に江戸へ出て、道中奉行（大月市史では老中松平越中守となっている）へ駕籠訴を行った。

駕籠訴の訴文は残っていないが、これまでと同じ主張を繰り返し、代官所が取り合ってくれないと訴えたのであろう。

駕籠訴とは、幕府の要人が通行するのを待受け、駕籠の前に飛び出して「恐れながら・・・」と割竹に差した訴状を差し出す行為である。当人は厳罰に処せられる不法な行為である。

どのような処罰がなされたか不明であるが、同中奉行からは「この願いは、その通り、則ち代官所へ幾度も願い出ろ」との回答だった。

そこで猿橋宿および近隣26ヶ村は、再び代官所へ歎願書を提出している。これは非常に長文だが骨子はこれまでと同じである。

ただひとつ、「市場開設」はあきらめ、次善の策として「売買所人立て」という市場より一段低い取引所を歎願している。これは「売買人が立入って商売できる場所」として認めてもらい、名より実利をとった作戦と云えよう。これには上野原宿、谷村宿も了承したものと考えられる。

7月の歎願書内容（原文のまま）

- 郡内領111ヶ村は往古18000石だったが、秋元但馬守の治世下、何回かの改めがあり、現在は20800石になっている。その他に小物成、浮役臨時物運上（桑束・漆束・干草・藁・渋柿・炭・太布など）、御運上物（絹紬、茶、鮎、桶・・など）を毎年9月15日から年末までにきちんと上納している。

※小物成（こものなり）：江戸時代の雑税で、田畠以外の山林・原野・川海などの土地の利用や産物に対して課せられた税金、本年貢（本途物成）以外の雑税の総称。

※浮役（うきやく）：江戸時代の雑税の一種。

※運上物（うんじょうもの）：税として納められた金銭や米のこと。

- 秋元氏の時代には猿橋宿に市場があり、伊豆・駿河・相州・甲府などより多くの商人が来て穀物等の取引があり、そのお蔭で諸物価も安くなりありがたかった。
- その後、猿橋宿の火災で市場が焼け、再開しないまま現在に至っている。
- 市場があるのは谷村と上野原だけであり、これらは村々から遠く大変難渋している。
- 猿橋宿に市場を再置くよう谷村代官所に歎願したところ、郡内11ヶ村の意向を聞き、谷村、上野原両村以外の109ヶ村は差し障りないと回答した。

谷村、上野原両村とは色々話し合ったが、承諾が得られず代官所からは「今回は認可できない」という回答だった。

- 猿橋宿他はこれに納得せず、柳生主膳正（勘定奉行、道中奉行兼帯）へ訴えたところ、上野原、谷村両宿関係者を呼出し、「差し障りあり」の回答であり、両宿と私談（内談）せよとの指示。
- 早速、上野原宿と相談、猿橋宿開設に賛成してくれれば、上野原宿がお上に納めている運上金を肩代わりしても良い、という条件を提示したがそれも断られた。
- 村に帰って、周辺村々宿々と相談したが、「市場」ではなく、「売買所人立て」を許可願いたい。これは往古のように、商人が入込む売買所にして、日限は近村の商人・百姓と相談する。そうすれば自然と他国にも知られ、穀物なども送るようになり、品数も多くなり物価も下がる。当地で生産する絹紬も諸国の人々が入って来て、適正な値段で売れるようになる。なにとぞ猿橋宿にて「売買所人立」を認めて欲しい。

連名の村々は次の通りであった。

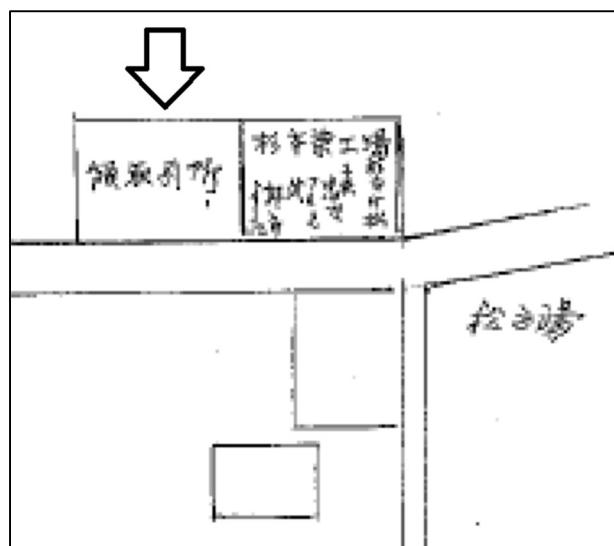
小沢村・上島沢村・戸野上（殿上）村・奈良子村・奥山村・強瀬村・井倉村・朝日小沢村・下島沢村・下和田村・瀬戸村・畠倉村・駒橋宿・藤崎村・袴着村・駒宮村・葛野村・宮谷村・岩殿村・大月宿・小篠村・官谷村・林村・浅川村・浅利村・田野倉村。
(将来ライバルとなる大月宿もこれに加わっている。)

この歎願が許可されたかどうかを示す文書は残されていない。猿橋宿近辺の村々が必死に歎願したのにも拘わらず、正式な市場再興は許されなかった。しかし、その後、猿橋が近隣の経済の中心地となり、明治初期には郡役所や警察署などの官公署が猿橋に設置された事を考えると、この歎願は許可され、何らかの取引が猿橋で出来るようになったのだろう。

「猿橋市場」の悲願が実現したのは明治7年（1874）であった。寛政5年（1792）の歎願から実に80年を要した事になる。

明治になって許可された猿橋市場がどこに開設されたか、大正期の水島地図には小柳町の杉本染工場の隣に「絹取引所」が見える。

図8102 大正期の水島地図（一部）



さらに大正期の絵葉書「猿橋全景」には杉本染色工場の隣に取引所らしい建物が見える。これは四角の回廊式の構造で、屋根だけの簡易型の取引所と思われる。

この取引所は後に「北都留甲斐絹同業組合」となり、寿町の建物（第6編 図6501）に移転した。後に猿橋町役場となった建物である。

図8103 大正期の町並絵葉書（一部）



2) 五ヶ堰の上流村々との論争

図8104 五ヶ堰取水口



「五ヶ堰」は寛永10年（1633）谷村藩主となった秋元泰朝により開削が始まり、寛文9年（1669）までに完成したといわれ、田之倉村で桂川から取水し、大月村・駒橋村・殿上村・猿橋村を通って桂川に落ちる全長2里（8km）の用水路である。5ヶ村共同で作った用水路からこの名がある。

大月から猿橋の間はほぼ甲州街道の脇を流れているが、猿橋の町内で奇妙な迂回が見られる。

江戸時代の猿橋宿の絵図でもこの迂回が見られる。即ち甲州街道に沿って東行した流路が八百六商店の所から北に折れ、桂川の岸壁に沿って東行、カメヤのところで街道沿いに戻っている。

図8105 猿橋宿内五ヶ堰流路



なぜこのような迂回流路ができたのか。これは甲州街道の高低差によるものである。

昔、活版所付近から坂下旅館の辺りまでは急傾斜で、自動車通行が少なかった頃は雪が降れば手作りのスキーを楽しめた程であった。

坂下旅館は文字通り坂の下にあったから、明治時代には坂上を名乗る家もあった（登記所があつた辺り）。この急坂の街道沿いに五ヶ堰を通すと急流となってしまい、水量が多い時には坂の下で洪水騒ぎにもなりかねない。このため、迂回させてゆるい傾斜で東行させ、カメヤの脇で街道沿いに戻している。

この五ヶ堰は田畠の灌漑用水が主であるが、地域住民は洗濯などの生活用水としても使う重要な水路であったが、その使命を終えた現在も静かに流れ続けている。ちなみにこの用水の最終が「思い出の滝」となって桂川に戻っている。

五ヶ堰用水は昭和の時代、下流域の猿橋での印象は水田の配分を潤すほどの水量ではなく、渴水期には上流で取水してしまい殿上や猿橋には流れて来ない事もあった。

上流側の田之倉村・大月村・駒橋村と下流側の殿上村・猿橋村の間に水量についての争いがあつた事は想像に難くない。

この水争いは、おそらく何回もあつただろう。明和9年(1772)の争論の記録が残っている。(大月市史207)

明和9年は江戸で「明和の大火」と呼ばれる大火事があった年であり、「めいわ九」(迷惑)の語呂合わせから11月に「安永」と改元されている。

下流側から決められた水田(田高)を潤すだけの水量が流れて来ないと訴えがあり、上流側も流量不足を認めてはいるが「下流側に十分送るための分流も難しい」事から、時間を分けて貴重な水流を使う事になった。賢いやりかたであった。

その決められた時間割は次の如くである。

- 灌漑用水は田高(石高)に応じて取水の時間を決める。
- 猿橋は朝4時から9時までの5時間、上流の田之倉は午後に2回(各2時間)。
- 飲用水としては時間割ではなく、取水口の大きさと口数で制限する。

(下流の殿上・猿橋村では飲用水として用いていない。下流なので水質に問題があったのか。)

図8106 時間割

	田畠灌漑用水			飲用水		
	田高	利用時間		人別	取水口巾	口数
猿橋村	43石余					
殿上村	85石余	午前4時~9時	5時間			
合計	128石余					
大月村	153石余			535	1尺8寸7分	2
駒橋村	250石余	午前9時~12時 午後10時~午前2時	3時間 4時間	401	1尺4寸	2
合計	403石余					
田之倉村	297石余	午後2時~4時 午後6時~8時	2時間 2時間	730	3尺7寸	3

この時間割は厳密に行われ、取水口の寸法などは村役人立合で点検するなど、仔細にわたって取り決めている。

3) 天保騒動に参加しない旨誓約する猿橋村百姓連判状

図8107



天保7年(1836)8月17日、郡内地域で発生し国中へ波及、甲斐一国規模の騒動となった「天保騒動」は、歴史の教科書にも載る江戸後期の大事件である。

この騒動の初期段階の首謀者の一人とされる下和田村の百姓「武七」は当時70歳だった。

犬目宿の平助と合流し、笛子峠を越えて国中に乱入した蜂起勢力は国中の一揆勢と合流、米穀商の焼き討ち、甲府の町でも打ちこわしなど乱暴を繰り返し、ついに甲府城に乱入した。

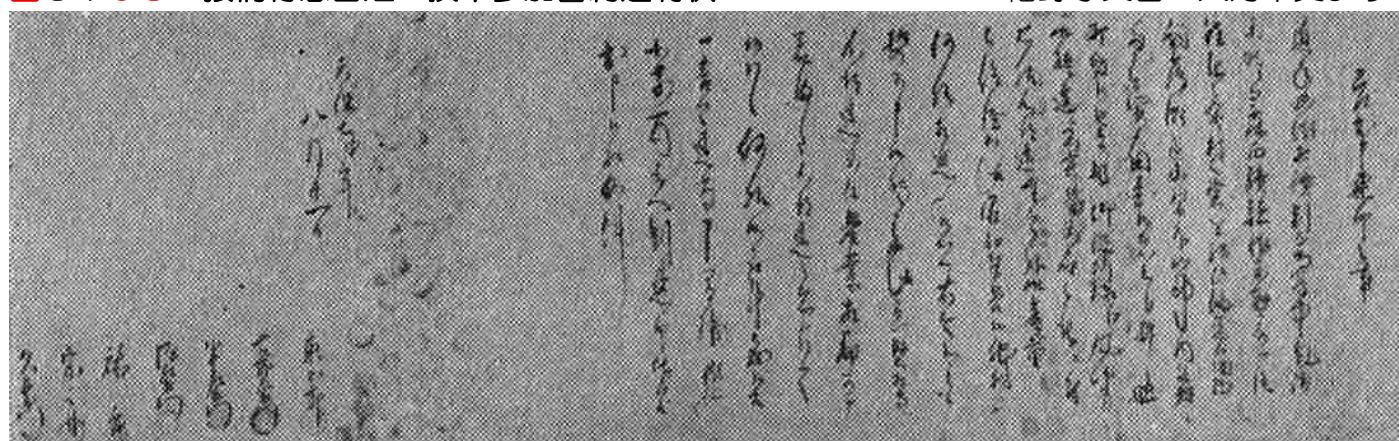
甲府勤番永見伊勢守・甲府代官井上十左衛門は諏訪藩に出兵を要請し、幕府は高遠藩・沼津藩にも出兵を指示した。

騒動が鎮圧されたのは9月3日。500人(内130人余りが無宿人)以上が捕縛され、酒食や炊き出しを提供した村々の騒動関与者も厳しく追及され、9人が死罪、37人が遠島処分となった。

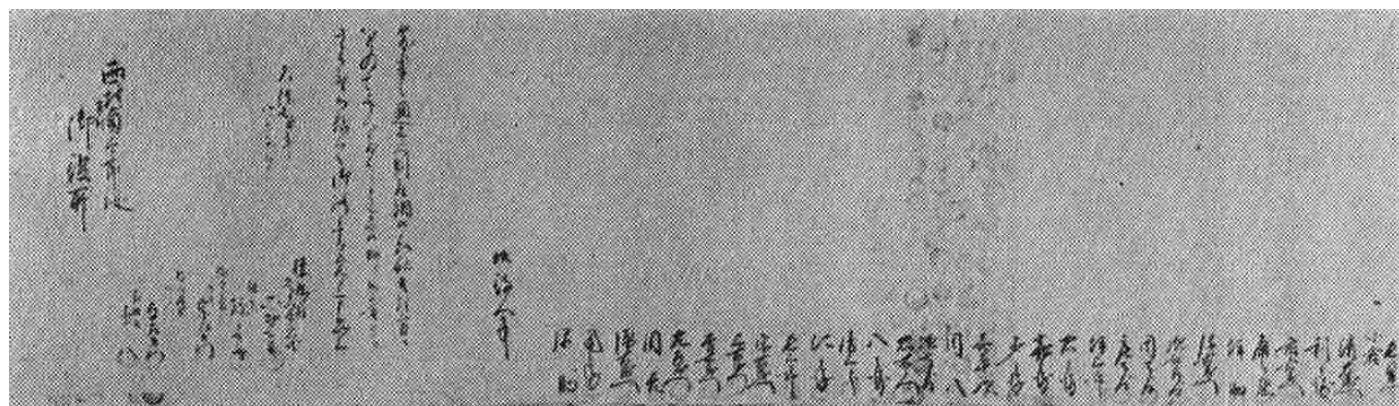
この騒動にあたり、8月20日谷村代官所から各村々に「不届の始末なきよう」という通達が発せられ、これに対する猿橋村の請書が残っている。

図8108 猿橋村惣百姓一揆不参加誓約連判状

幡野家文書 大月市史より



(中略)

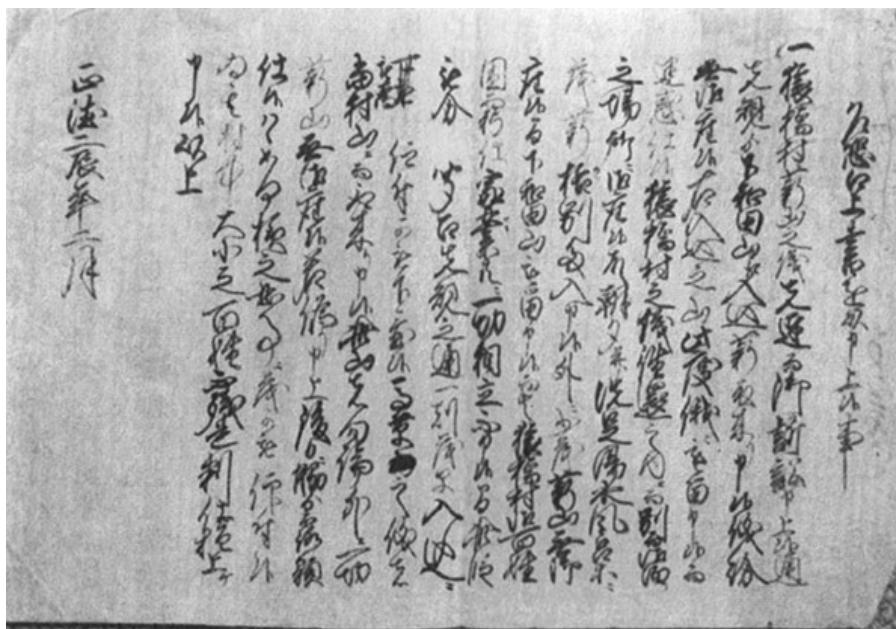


この文書には「御觸(おふれ)の趣意を堅く守り、心得違い仕らず農業に励む」と誓約し、猿橋村全村の百姓132名が連名、捺印している。

4) 下和田村との薪場論争

正徳2年(1712)、猿橋村と下和田村の間に薪取り場をめぐって紛争があった。猿橋村の五郎助が薪取り場と指定されている下和田山へ入り、薪を取っていたところ下和田村の百姓に取り抑えられたことに端を発し、猿橋村が谷村代官所に訴え、下和田村も文書で反論した。

図8109 猿橋村の訴状



猿橋村の訴状 要旨

この山は以前より猿橋村の薪取り場として認められていた。今回、下和田村の行為は迷惑至極である。

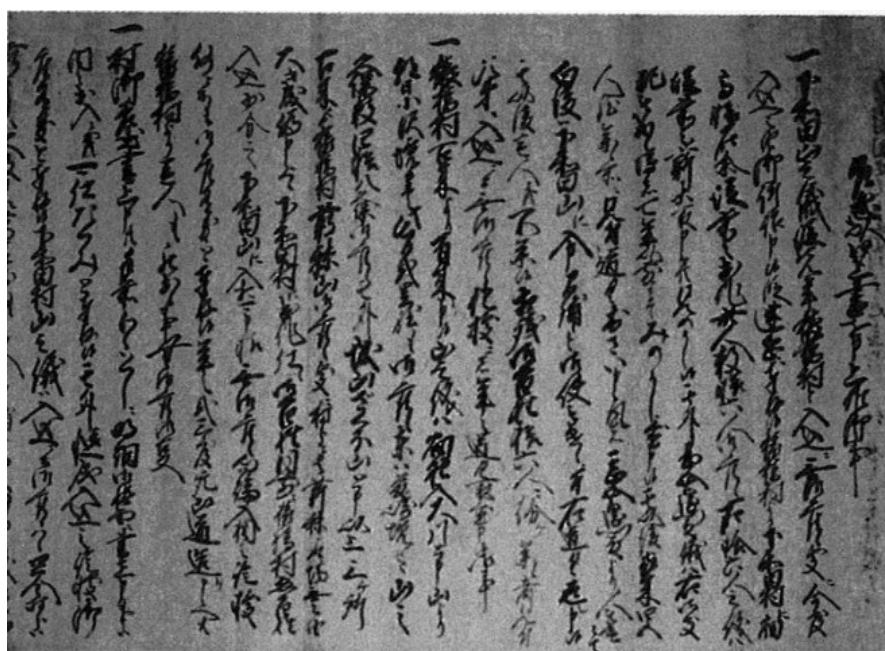
猿橋村は甲州街道の宿場で、旅人の足洗い湯、風呂などに薪は不可欠である。他に薪取り場もなく、下和田村にこのように妨害されると、家業が成り立たない。

一刻も早く以前のように山に入り、薪をとれるようにしてもらいたい。

馬草については、当村の中に取場があるが、薪をとれるところは全くない。もしこれが偽りであることがわかったら、どのような罪に問われも構わない。村中百姓連判で申し上げる。

正徳2年2月

図8110 下和田村の反論



この裁判の結果を示す文書は残っていないが、猿橋村には他に薪を得る場所がなかったため、代官所の判決で下和田山が両村入会の薪取り場になったものと推測される。

あるいは、金銭的な解決策があったのかも知れない。

5) 名橋“さるはし”架け替え時の迂回路

“さるはし”は木造のため、20年から30年毎に架け替えをしなければならず、架け替えにはかなりの年月を要するため迂回路を設けなければならなかった。

迂回路は次の4種があった。

1. “さるはし”の近くの上流（回り淵の岩の上）に仮橋、上り下りが困難。
2. 強瀬橋を代替橋とする。下和田・強瀬経由駒橋宿へのルート。猿橋宿スル。
3. “” 岩殿経由花咲宿へ。猿橋・駒橋・大月宿スル。
4. 下流のお宮川原に仮橋。ほぼ支障なく通行。

上記の内から詳細史料が現存する「4」について紹介する。

図8111 架け替え時のう回路（1）

仁科義比古氏 甲斐の猿橋より

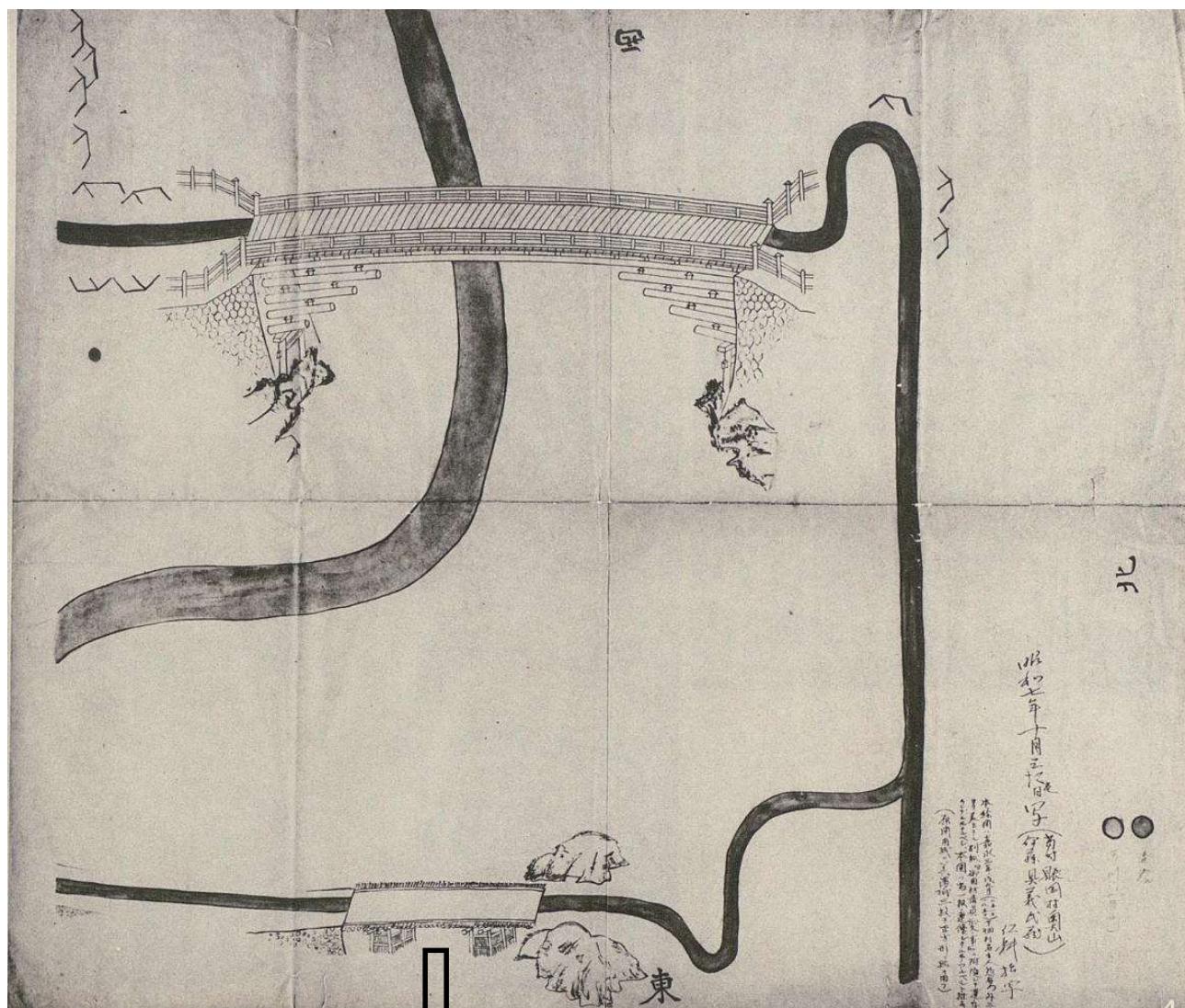
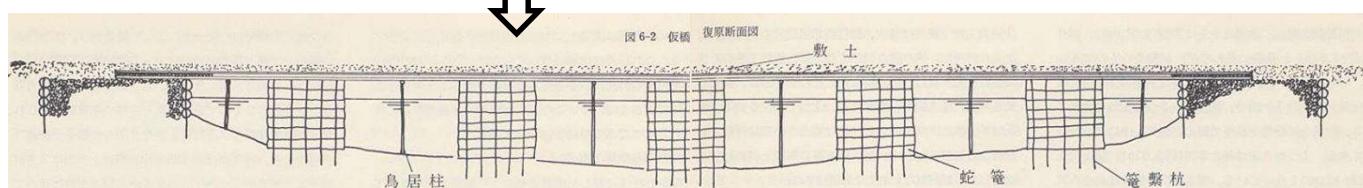


図8112 仮橋の構造



この仮橋は猿橋の下流「お宮川原」の近くに設置された。甲州街道からのアクセスは平井屋の脇（A点）の道を下り、桂川に出たところ（梅坪の近く）に設置された。

川の流れの中に蛇籠（じゃかご、石籠（せきろう）ともいう）を5箇設置、その上に板を敷き、さらにその上に土を被せた、かなり本格的な仮橋である。

図8113 架け替え時のう回路（2）



図8114 仮橋の残骸と思われる石の列



この仮橋があったと思われる場所は、昭和の時代にもその残骸と思われる石が残っていて、この部分だけ白波が立ち、「あんま釣り」の恰好のポイントとなっていた。（写真左）

ここで川を渡ると、白猿座があった所（B点）に上る道があり、更に裏道を通って公民館付近（C点）に出れば、甲州街道はすぐ前、本陣の脇に出ることが出来た。

この迂回道であれば、猿橋宿にとどめることも、損失を最小限にとどめることができたと考えられる。

6) 猿橋騒動

猿橋騒動とは幕末から明治初期にわたり、村をふたつに分けて争われ騒動である。

訴えられたのは江戸初期から猿橋村・猿橋宿の名主を勤めた兵右衛門家の当主兵右衛門。名主問屋兼帯で、更に荷受問屋もいとなむ文字通り猿橋宿の実力者。

訴えたのは旧支配層に長い間不満を持っていた年寄東五郎・同半左衛門・百姓代七郎左衛門。

きっかけは文久2年（1862）1月7日、定例の寄合の席で、東五郎派が次の3点を兵右衛門に突き付けた。

- 1) 近年、村の経費が異常に多い、書類を見せろ。
- 2) 伝馬人足を出せない家は負担金3分を出しているが、兵右衛門が手許に取り込んでいる。これを伝馬人足を出した者に割り戻せ。
- 3) 伝馬役として枝郷（小倉・幡野）から二人づつを詰めさせているが、兵右衛門は自宅に泊まらせ、私用を言いつけている。これを止めろ。

しかし兵右衛門から納得のいく答がないため、東五郎派は激高して座を蹴り退席した。

その後、同年6月、谷村代官所に訴え出た。訴状には上記3点意外にも多くの問題が取り上げられた。

- ・嘉永の猿橋架け替え費用（嘉永3年 1850年）
- ・高札場改築費用問題（安政6年 1859年）
- ・川欠損地運動の不正（　　//　　）
- ・コレラ病救済夫食権流用問題（　　//　　）
- ・中馬口銭着服問題
- ・天狗党騒動の前代未聞の伝馬負担問題（元治元年 1864年）

などである。

しかし、なかなか埒があかない状況に訴訟側は伝馬勤め方のサボタージュ、官軍の非常御通行入用出金」の不払などの実力行使を行った。

この間、窮地に追い詰められた兵右衛門は慶応2年、道中奉行への「駕籠訴」という思い切った拳に出る。

図8115 名主兵右衛門の駕籠訴状（下書き）



駕籠訴は幕閣の要人が駕籠で移動中に「恐れながら・・・」と訴え出る行為である。

江戸時代、民衆（農民、町人）を原告とする訴訟は、原則的に所轄の奉行所・代官所などが取り扱うことになっていた。



この原則を回避して直接、將軍や幕閣の要人に訴える行為を直訴と呼んだ。本来の手続きを「飛び越して」行なわれることから、越訴（おっそ）とも言われた。

その方法として要人の駕籠に駆け寄る方法を取ることも多く、それを駕籠訴と言った。

訴人は紋付き羽織袴で正装し、訴状は「上」と上書きした紙に包み、先を二つ割りにした青竹の棒の先に挟んで持つ。始めに行列前方より訴状を捧げて訴人が行列に接近しようとする、すると供侍がこれを制止する。訴人は制止されても諦めず再度接近しようとする、供侍はまたこれを制止する。それでも訴人は諦めずに三度（みたび）接近しようとする。そこで初めて供侍は『再々にわたるので仕方なく』として訴状を受け取り、供頭に訴人の身柄を拘束するように指示を行う。

この時、訴人の身柄が拘束されるのは、訴状の内容や訴人の身許などの事実関係を確認する事情聴取のためであり、訴人を処罰するためのものではない。事情聴取が終わり、身許が確認され訴状の内容に虚偽など問題がなければ訴人は解放される。

訴状を受け付けた側には、積極的に介入し能動的に事件解決にあたるほどの義務はなかったが、関係方面に照会を行い必要と認めれば善処方を要請する程度のことは行われた。これにより事件が明るみに出ることになり、関係者は適切な対応をする必要に迫られることになった。また事件が揉み消されるのを防ぐために、複数の方面に対し直訴を行うという訴訟戦術も、しばしば採用されていた。

兵右衛門は長期間に及ぶ訴訟対応で、家財を遣い果たしていたので、決死の覚悟で駕籠訴に及んだが、幸か不幸か江戸幕府はまもなく崩壊し、支配役所は新政府に変わった。

この訴は取り上げられず、兵右衛門は荷受問屋の権利を売渡し、本陣・問屋等の宿場の主要役職から退いた。

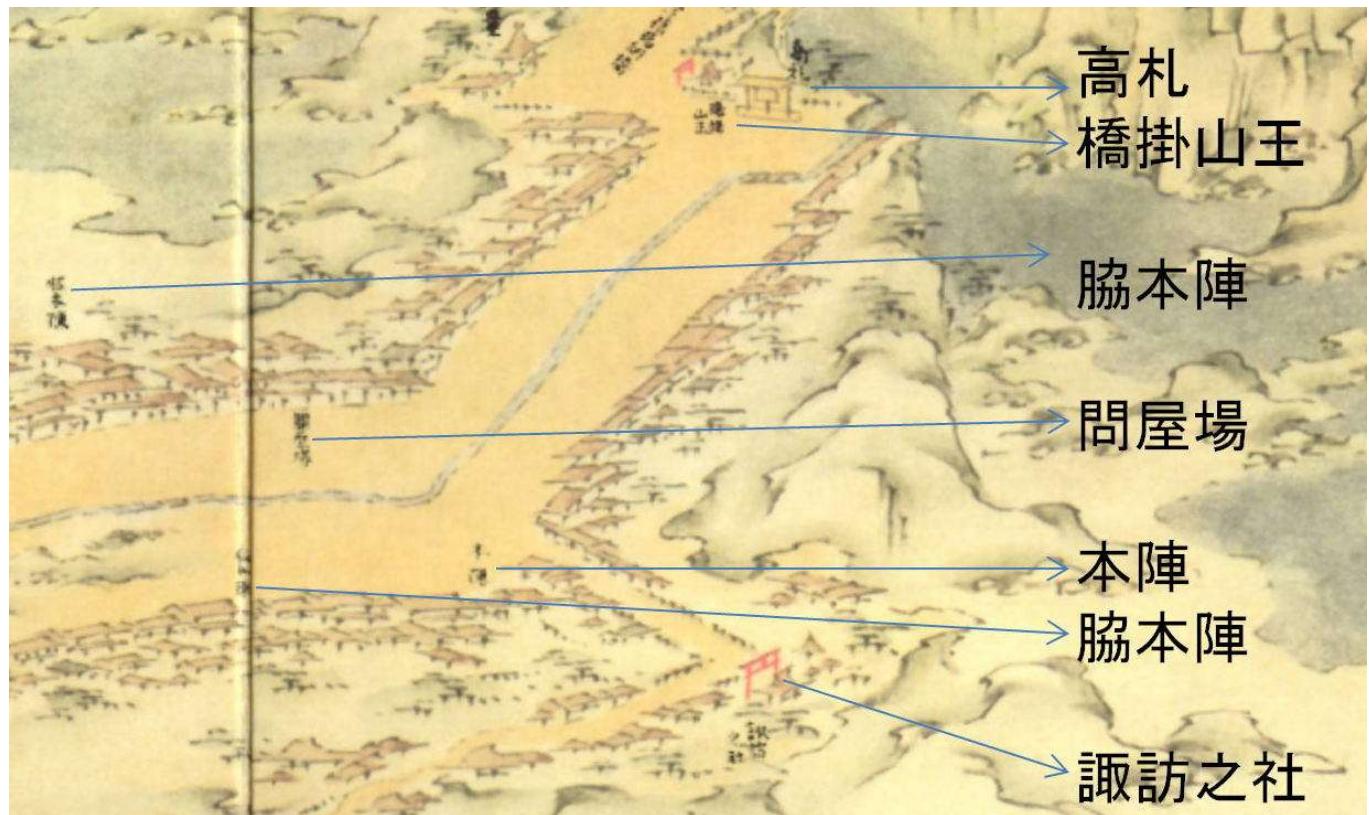
この大訴訟は明治維新をまたぎ明治4年（1871）にようやく決着を見た。しかし原告側も総額1300両の負担となり、そのうち786両を猿橋宿、344両を小倉組、209両を幡野組に割り振ることになった。

この猿橋騒動の影響から幕末になって、次に記す本陣の交代という異例の事態となった。

7) 猿橋宿本陣の変動

文政年間に江戸で発刊された五街道の分間絵図の「甲州道中」によれば、下図のように、現在の藤田理髪店、永楽屋辺り本陣があり、その向かい合せ（現在のガソリンスタンド辺り）に宿場の要である問屋場があった。

図8116 分間絵図「甲州道中」猿橋宿主要部



大月市歴史資料館の猿橋宿ジオラマでも、その様な資料に基づく猿橋宿の模型が陳列されている。

図8117 ジオラマによる猿橋宿中心部

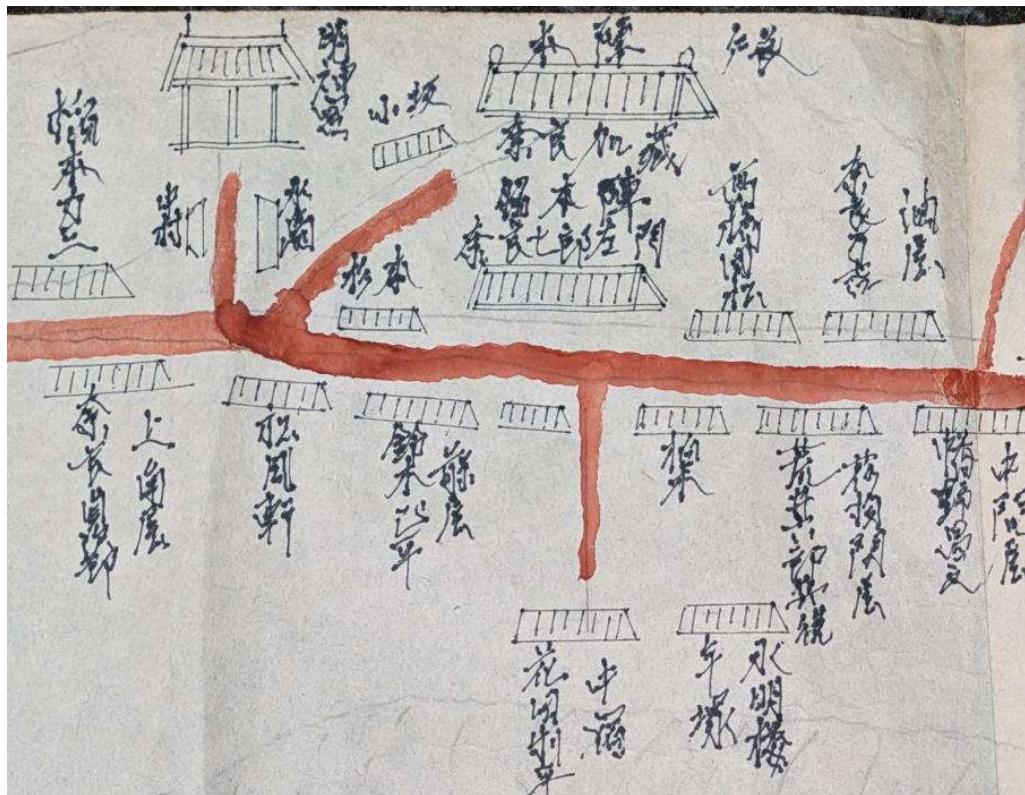


新しい本陣の建設

ところが、先に述べた猿橋宿の有力者間の権力闘争「猿橋騒動」が起り、この結果、奈良加蔵、奈良七衛門達が実権を握り、この結果、本陣・脇本陣の経営者にも変動が起つた。

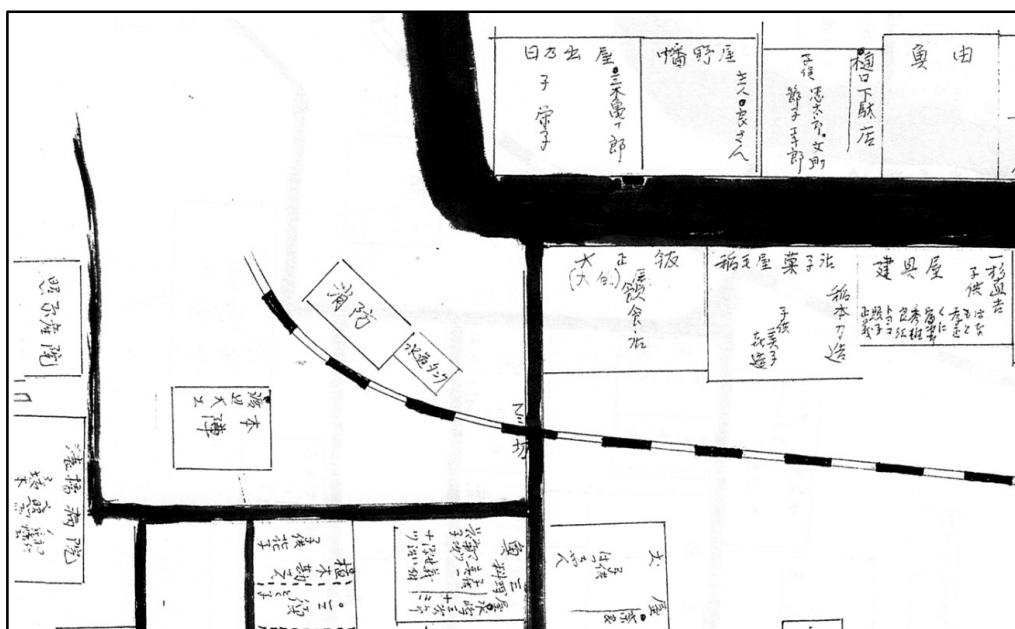
新経営者はこれまでの本陣とは別の場所に本陣を建てたのである。

図8118 明治初期の絵地図 猿橋宿主要部



これまでの本陣の裏、昭和時代でいえば松葉の安戸鉄工所があった辺りである。明治年間に作成された水島氏作成の絵図にも、新しい本陣と、それまで本陣だった場所が脇本陣となっていることが描かれている。

図8119 大正初期絵図 猿橋村主要部



大正時代の絵図でも同様である。この頃まで本陣の建物が残っていたのか、上記の大正絵図には渡辺という名の大工が入っていたことがわかる。

本陣はその性格上、大行列を受け入れる必要があり、街道から少し下がって建物が建てられることが普通である。

旧本陣も街道から少し奥まって、そのスペースを確保していたが、新しい本陣は玄関が現在の公民館へ向かう道に面しており、ここに十分なスペースが確保できていたと考えられる。

大月市歴史資料館のジオラマには本陣の後に大きな建物が建っている。これが新しい本陣を表していたのかどうかは不明である。

図8120 ジオラマによる猿橋宿本陣付近



なお、この本陣の場所は明治35年の中線開通により、その一部の敷地を削られ昭和30年頃に見られた安戸鉄工所の敷地はその残った部分と考えられる。その土地は石垣を積み上げて甲州街道とほぼ同じ高さであった。

なお、本陣は大名が参勤交代時に宿とする施設であるが、甲州が天領であったこと、信州から北方の大名は中山道が便利であったこと、などの理由により甲州街道を利用した大名の数は意外に少ない。江戸後期に甲州街道を参勤交代で往復したと考えられるのは次の3家である。

伊奈高遠藩 内藤氏 3万3千石

伊奈飯田藩 脇坂氏 5万3千石 (後に掘氏 1万5千~2万石)

諏訪高島藩 諏訪氏 3万石

この内、諏訪高島藩諏訪氏は安政5年(1858)の参勤交代で、台ヶ原・石和・猿橋・与瀬・府中の各宿場を5泊6日の行程で出府した記録がある。(甲州街道 歴史資料集)

この「本陣の交代」が何年に行われたか不明であるが、次に記す官軍板垣隊が猿橋に投宿した時の本陣が「奈良加蔵」とあるので、慶応3年以前だったことがわかる。

8) 官軍板垣退助隊の猿橋宿泊

鳥羽伏見の戦いを勝利した官軍は東海道、東山道、北陸道に分かれて江戸を目指し進軍した。

図8121 江戸を目指す官軍の動き



岩倉具定を総督とする東山軍は諏訪から別働隊を編成し、甲州街道経由で江戸に向かわせた。この別働隊の実質トップは参謀の乾（板垣）退助である。退助は甲州に入るにあたり、甲州人にとって馴染みのある「板垣」に姓を改め、破竹の進撃を続け甲府城を落とし、さらに東進していた。

同じく甲府城接收を目指していた甲陽鎮撫隊（近藤勇率いる旧新選組主体）は、慶應4年（1868）3月3日雛祭りの夜に猿橋宿に宿泊した。隊長の近藤勇は当然ながら本陣に泊まった。

近藤は猿橋宿に入った時に、「官軍が既に上諏訪に来ており、間もなく甲州に入る」との情報を得た。副将土方歳三は援軍を得るため江戸に向け駆け戻ったという。

近藤勇は猿橋宿で70騎の馬を調達し4日朝発った。先発隊は甲州街道を西に疾駆したが、その頃すでに官軍は甲府城を接收してなお東進していた。

図8122 勝沼の戦い



甲府はもともと幕府の直轄地。

新選組の江戸出発がもう2,3日早ければ、又は新選組の甲州街道西上の速度がもう少し速ければ、甲府勤番、甲府代官所などの勢力は旧幕府側についたはず、歴史が少し変わっていたかも知れない。

甲府城を落とし士気あがる官軍に対し、兵力の劣る新選組を中心とする甲陽鎮撫隊は、幕府から預かった大砲を持って甲府を目指して行軍していたが、険しい山道で運び難く、途中で大砲を置き去りにしてきたという。

戦いは短時間で終わり官軍が勝利、旧新選組は散り散りになって逃げた。江戸へ逃げ帰る新選組隊士が“さるはし”を渡る時、橋を焼き落として官軍の追撃を阻止しようとしたが、隊士の一人が必死に説得してこれを止めさせたという逸話が残る。

勝利した官軍板垣隊は隊列を整え、楽隊を先頭に翌7日猿橋宿に着いた。「勝ち馬に乗る」、「板垣人気」で兵士の数は大幅に増えているため、一つの宿場では収容できず、初狩から猿橋宿に分散し本体（迅捷隊）は猿橋の旅籠に宿泊した。

※迅捷隊（じんじょうたい）：土佐藩兵を中心とし板垣退助が指揮を執った。

この時の隊士の宿割表の写が残っている。（伊藤征夫氏 提供）

これによると、この直前に建てられた本陣（奈良加蔵）には総督岩倉具定上下6人が宿泊し、板垣退助を始めとする幹部24人は荒井六郎兵衛に泊まり「本営」とした。

この荒井六郎兵衛宅は現在の仲町の山口氏宅辺りと想定される。この他の兵士たちは分隊単位で次の宿割り表のように、猿橋宿の各旅籠に分宿した。

図8123 官軍宿割り表

伊藤征夫氏 提供

甲州街道猿橋宿官軍宿泊所	
御本陣	奈良加蔵
御上下六人様	荒井六郎兵衛
御納度所	尾西屋七郎右門
六人様	角屋源右二門
六人様	御病院
六人様	大黒屋小八
六人様	御楽隊
六人様	角屋清次郎
六人様	一一番隊
六人様	二一番分隊
六人様	三番分隊
六人様	四番分隊
六人様	五番隊
六人様	六人様
六人様	七人様
六人様	八人様
六人様	九人様
六人様	十人様
六人様	十一人様
六人様	十二人様
六人様	十三人様
六人様	十四人様
六人様	十五人様
六人様	十六人様
六人様	十七人様
六人様	十八人様
六人様	十九人様
六人様	二十人様
六人様	廿一人様
六人様	廿二人様
六人様	廿三人様
六人様	廿四人様
六人様	廿五人様
六人様	廿六人様
六人様	廿七人様
六人様	廿八人様
六人様	廿九人様
六人様	三十人様
六人様	卅一人様
六人様	卅二人様
六人様	卅三人様
六人様	卅四人様
六人様	卅五人様
六人様	卅六人様
六人様	卅七人様
六人様	卅八人様
六人様	卅九人様
六人様	四十人様
六人様	四十一人様
六人様	四十二人様
六人様	四十三人様
六人様	四十四人様
六人様	四十五人様
六人様	四十六人様
六人様	四十七人様
六人様	四十八人様
六人様	四十九人様
六人様	五十人様
六人様	五十一人様
六人様	五十二人様
六人様	五十三人様
六人様	五十四人様
六人様	五十五人様
六人様	五十六人様
六人様	五十七人様
六人様	五十八人様
六人様	五十九人様
六人様	六十人様
六人様	六十一人様
六人様	六十二人様
六人様	六十三人様
六人様	六十四人様
六人様	六十五人様
六人様	六十六人様
六人様	六十七人様
六人様	六十八人様
六人様	六十九人様
六人様	七十人様
六人様	七十一人様
六人様	七十二人様
六人様	七十三人様
六人様	七十四人様
六人様	七十五人様
六人様	七十六人様
六人様	七十七人様
六人様	七十八人様
六人様	七十九人様
六人様	八十人様
六人様	八十一人様
六人様	八十二人様
六人様	八十三人様
六人様	八十四人様
六人様	八十五人様
六人様	八十六人様
六人様	八十七人様
六人様	八十八人様
六人様	八十九人様
六人様	九十人様
六人様	九十一人様
六人様	九十二人様
六人様	九十三人様
六人様	九十四人様
六人様	九十五人様
六人様	九十六人様
六人様	九十七人様
六人様	九十八人様
六人様	九十九人様
六人様	一百人様

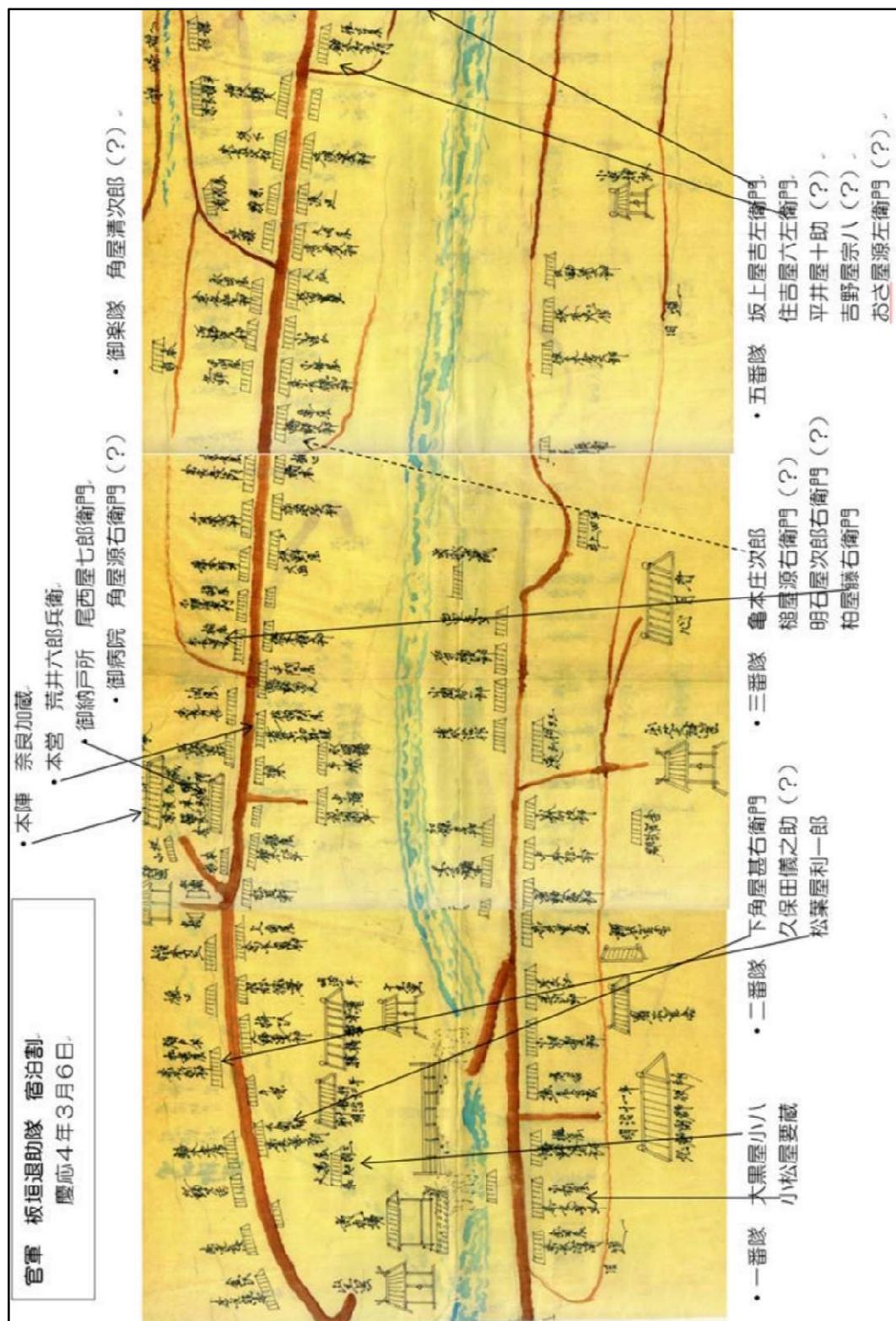
三番隊
一一番分隊
毫本庄次郎
二番分隊
越屋源右二門
三番分隊
明石屋源右二門
四番分隊
柏屋源右二門
五番隊
一一番分隊
坂上壹星二門
二番分隊
住吉屋源右二門
三番分隊
平井屋源右二門
四番分隊
五番隊
六番隊
七番隊
八番隊
九番隊
十番隊
十一番隊
十二番隊
十三番隊
十四番隊
十五番隊
十六番隊
十七番隊
十八番隊
十九番隊
二十番隊
廿一番隊
廿二番隊
廿三番隊
廿四番隊
廿五番隊
廿六番隊
廿七番隊
廿八番隊
廿九番隊
三十番隊
卅一番隊
卅二番隊
卅三番隊
卅四番隊
卅五番隊
卅六番隊
卅七番隊
卅八番隊
卅九番隊
四十番隊
四十一番隊
四十二番隊
四十三番隊
四十四番隊
四十五番隊
四十六番隊
四十七番隊
四十八番隊
四十九番隊
五十番隊
五十一番隊
五十二番隊
五十三番隊
五十四番隊
五十五番隊
五十六番隊
五十七番隊
五十八番隊
五十九番隊
六十番隊
六十一番隊
六十二番隊
六十三番隊
六十四番隊
六十五番隊
六十六番隊
六十七番隊
六十八番隊
六十九番隊
七十番隊
七十一番隊
七十二番隊
七十三番隊
七十四番隊
七十五番隊
七十六番隊
七十七番隊
七十八番隊
七十九番隊
八十番隊
八十一番隊
八十二番隊
八十三番隊
八十四番隊
八十五番隊
八十六番隊
八十七番隊
八十八番隊
八十九番隊
九十番隊
九十一番隊
九十二番隊
九十三番隊
九十四番隊
九十五番隊
九十六番隊
九十七番隊
九十八番隊
九十九番隊
一百番隊

隊員350名の宿泊先は18に及ぶ。大黒屋・小松屋・松葉屋・柏屋・住吉屋・平井屋など所在地を想定できる宿と、尾西屋・角屋・梶屋・吉野屋など所在地を特定できない宿もある。

猿橋宿は本陣1軒、脇本陣2軒、一般旅籠10軒とされているので、宿場全体が官軍に占拠された状態であったことが想像される。

このわずか4日前の3月3日、西進する新選組近藤勇等が宿泊した猿橋宿に、今度は勝利した官軍が宿泊したのである。

図8124 絵図での官軍宿宿割り



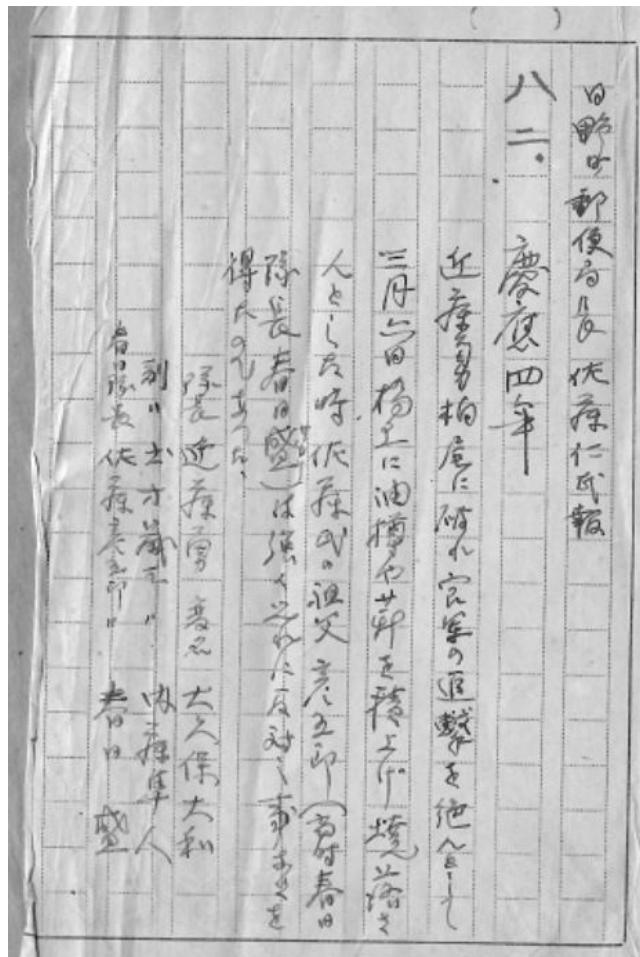
なお、この文書の日付は明治2年2月7日とある。宿泊したのは前年の3月7日である。想像するにこの時、官軍は現金を持っておらず、宿泊費を払えなかった。「後で払う」として出立し、1年後にあらためて各宿場から請求を出させ、新政府が新たに発行した臨時紙幣（太政官札）で支払いを行ったと考える。

新選組の足跡

鳥羽伏見の戦いで敗れた幕府軍の内、新選組も大幅に組員が減り、その戦力も衰えていたが徳川家がかねてより「まさかの時」のためとしていた甲府城を確保しておくべく、新撰組に対し甲府城の接収を命じた。(実際には勝海舟の策略という説もある。)

大砲6門と武器、それに軍資金を与えられた新撰組は、佐藤彦五郎の日記によれば、3月1日に江戸を出発、この日は府中、与瀬に宿泊しながら甲府へ向かう。3月3日には猿橋宿に泊った。

図8125 長佐藤仁氏からの提供資料



子母澤寛の小説「新撰組始末記」では、甲州街道の各宿場で毎晩「飲めや歌え」の宴会だったという表現があるが、3月1日に江戸を出て3日に猿橋泊というのはそんなにゆっくりとした行軍ではない。

新撰組の何人が猿橋に泊ったか、宿割などが残つておらず不明であるが、本陣では白酒が振る舞われたという。

徳川家から大砲6門を受取ったものの甲州街道は上り坂、下り坂の連続、とても甲府までは運べないと、途中で4門を放棄し2門だけで進軍した。

猿橋宿に泊った頃には官軍の動きも伝わり、既に甲府を抜いたという情報が伝わった。一刻も早く西へ急がなければならない。

3月4日は大急ぎの行軍で駒木野宿に入った。勝沼の戦いで敗れた鎮撫隊士の日記(島田魁、中島登など)を見ると、「七つ時(午後4時)より猿橋に引上げる」とある。

それぞれ三々五々猿橋まで落ち延びて、改めて体制を立て直そうという合意があったようだ。

しかし、猿橋宿を越えて東へ東へと落ちていく隊士が多く、実際には猿橋で体制立て直しはできなかつた。

たった3日前に隊伍を整えて宿泊、通過したが今は敗残兵として通過する隊員の一部が、“さるはし”を渡った東詰で橋を焼き落そうと薪や油を用意していた。

確かに“さるはし”を焼き落したら、後を追ってくる官軍は相当難儀するだろう。戦いの常套手段だ。だが、新撰組に同調して甲州鎮撫隊に帯同した農兵隊の春日隊棟梁佐藤彦五郎が、これを見て「通路橋梁の設備は大切の事、特にこの難工事の“さるはし”をひとたび焼却すると、後日土地のもの、世人の多くがいかに困るか」と必死に説き、名橋“さるはし”は焼失をまぬがれた。という逸話が残る。

佐藤彦五郎は日野村の名主を務めていたので、橋などの公共施設を戦争で失う農民、住民の苦労がよくわかっていたのであろう。

仁科義雄氏の「猿橋年表 並 雜纂」にも、日野町郵便局長佐藤仁氏からの提供資料として、このことが紹介されている。